平成２８年（フ）第１０２号
山形県米沢市相生町７番21号　福寿荘208号室
債務者　井形　繁彦
1　決定年月日時　平成29年１月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
山形地方裁判所米沢支部
平成２８年（フ）第１５２７号
さいたま市見沼区春野１丁目２番１―401号
債務者　高山　梨江
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２８年（フ）第１５５０号
さいたま市桜区西堀４丁目６番14―201号
債務者　千原　里美
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２８年（フ）第５８１号
埼玉県春日部市小渕126番地１　ベルドゥムール春日部東106号
債務者　古村　正男
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２８年（フ）第５４２号
川崎市高津区二子１丁目６番４号　エクセルロック　103、前住所静岡県浜松市中区相生町22番１号
債務者　相澤　辰典
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２８年（フ）第５５２号
川崎市多摩区生田８丁目17番10号　松下テラスハウスＡ棟、前住所埼玉県川越市大字石田62番地１
債務者　原田ありさ
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２８年（フ）第５７５号
川崎市川崎区大島２丁目８番17号
債務者　賀川　佑紀（旧姓野崎）
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２８年（フ）第５８１号
川崎市中原区上平間1200番地４　上平間住宅１―105、旧住所川崎市中原区上平間1290番地　サンモール小宮201
債務者　高梨　文弥
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２８年（フ）第５９５号
川崎市麻生区千代ケ丘５丁目７番地19　メゾンマニフィック　Ｂ―102
債務者　中島　僚大
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２８年（フ）第６０２号
川崎市麻生区上麻生７丁目20番５―301号、申立時の住所川崎市麻生区はるひ野２丁目７番11号　ルナガーデン　Ａ―202
債務者　松田　諒平
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２８年（フ）第６１０号
川崎市中原区田尻町77番地１　第６藤ハイツ202、前住所川崎市中原区田尻町77番地１　第６藤ハイツ　203
債務者　小西美代子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２８年（フ）第６１７号
川崎市多摩区中野島５丁目２番９―101号　中野島多摩川
債務者　中米　孝広
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２８年（フ）第６２５号
川崎市川崎区中島２丁目17番14号、申立時の住所川崎市川崎区渡田東町２番２号　松原コーポ　302
債務者　佐藤　聡子
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２８年（フ）第６３４号
川崎市川崎区大島５丁目18番11号　シティハイム美菜　201、前住所川崎市幸区幸町１丁目753番地　エステートピアマイ　303
債務者　松井　一博
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２８年（フ）第６３５号
川崎市川崎区大島５丁目18番11号　シティハイム美菜　201、前住所川崎市幸区幸町１丁目753番地　エステートピアマイ　303
債務者　松井　亜夢
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２８年（フ）第６５２号
川崎市宮前区宮前平３丁目８番地９　照月荘101、前住所川崎市宮前区東有馬３丁目６番33―203号　みさきスカイシャトー
債務者　鶴岡　笑里
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月６日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係